



平成 29 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊田 崇克
(コード：4814 JASDAQ)
問合せ先 取締役 副社長執行役員 田 英樹
(TEL. 06-6281-9866)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 2 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 27 期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の種類が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第 29 条 2 項及び第 40 条 2 項の一部を変更するものです。

なお、当社現行定款第 29 条 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>